

## 第6章 推進体制

---

## 1. こどもと子育て家庭等への支援体制の推進

---

本計画の基本目標「こどもが いきいきと 育つまち」、「家族が とともに 育つまち」、「みんなで こどもを 育てるまち」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携によりこどもと子育て家庭等への支援を進めていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体でこどもまんなかのまちづくりを目指します。

## 2. 計画の点検・評価

---

本計画は、基本目標を実現するための施策を掲載した「第4章 施策の展開」及び、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を掲載した「第5章 子ども・子育ての環境整備」において各事業を位置付けています。

当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として位置付け、各年度において、第4章は各施策について、第5章は各事業について、実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）を、点検、評価し、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行います。

なお、第4章については、数値目標により各施策の進捗を毎年度確認するとともに、計画の終期において、市民意識調査を実施し、「子育て全般の満足度」、「こどもの幸福度」等の結果を分析することで、計画全体の効果を検証します。

## 3. 広域的な連携

---

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員、子育て支援員、各種機関相談員等の資質向上にかかる研修や、児童虐待防止対策、こどもの貧困の解消に向けた対策、障がい児施策、困難を抱える子ども・若者の支援など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等との連携により、より充実した取組を進めます。

また、ファミリー・フレンドリー企業登録制度や子育て家庭優待事業など、愛知県や周辺市町村とともに広範囲での取組を進めることで、支援をより効果的に行うとともに、社会全体でこどもと子育て家庭等を支援することへの意識を高めます。